

# 部活動に係る活動方針

太田市立東中学校

## 1. 週当たりの休養日の設定等について

【平日1日と土、日曜日のどちらか1日、計2日の休養日を設ける。】

- ・平日の休養日に、月曜日の「ノ一部活デイ」を当てる。
- ・土、日曜日のいずれか1日を休養日とする。
- ・土、日曜日に両日とも活動した場合、2週間以内に代替休養日を設定する。
- ・月曜日が祝祭日等で休養日としなかった場合、2週間以内に代替休養日を設定する。

## 2. 長期休業中の休養日の設定について

【原則、土、日曜日は休養日とする。】

- ・大会参加等で土、日曜日に活動した場合は、2週間以内に代替休養日を設定する。
- ・部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、「行事を設けない週」「年末年始休業」は活動しない。

## 3. 活動時間と終了時刻の設定について

【部活動終了時刻一覧を基準に運営する。】

- ・平日の活動は2時間以内とする。(準備や片付けの時間を除く)
- ・休業日の活動は3時間以内が望ましい。(準備や片付けの時間を除く)
- ・土、日曜日の活動が練習試合等で終日になる場合は、生徒の体調に十分配慮する。

## 4. 朝練習の実施について

【生徒、保護者の理解を得たうえで、希望者のみ実施してもよい。】

- ・ミーティングや保護者会等で朝練習の効果等について説明し、活動意欲を確認する。
- ・参加は希望者のみとし、無理に行わせない。(自由参加ではない)
- ・活動することが決まった場合は、顧問が職員会議等で了承を得る。
- ・練習内容や時間について生徒に考えさせるなど、生徒に自発的な活動を促す。
- ・放課後の練習時間が十分とれる場合は、原則行わない。  
(家庭訪問や教育相談の期間中など)
- ・体調がすぐれない生徒、学校生活に支障をきたす可能性がある生徒の参加を認めない。